

## 工学院大学学園祭実行委員会会則

### 第1章 総則

第1条 〔規定〕 本会は**工学院大学学生自治会会則**に基づき本会則を規定する。

第2条 〔正式名称〕 本会は**工学院大学学園祭実行委員会**と称す。

第3条 〔設置〕 本会は、新宿区西新宿1丁目24番地2号工学院大学新宿祭室に新宿祭実行本部を置き、八王子市中野町2665-1工学院大学八王子祭室に八王子祭実行本部を置く。

第4条 〔存在意義〕 本会が主催する事業を円滑に開催することにより、広く学生への参加意欲を喚起し、学生が学術・文化活動の成果を発表する場を企画・運営するとともに、学園の研究内容の公開及び広報並びに工学院大学の発展に寄与する事を目的とする。

### 第2章 組織

第5条 〔組織構造〕 本会は、新宿祭実行本部及び八王子祭実行本部の二本部制とする。

- (1) 三年生を新宿祭実行本部委員とし、二年生までの委員を八王子祭実行本部委員とする。
- (2) 委員は工学院大学第I部学生から本会役員によって委嘱する。
- (3) 各本部には、円滑な運営を行うため必要に応じた特定の業務を担う局を設置する。これらの新規設置、廃止は第6条に基づく役員により決定される。

第6条 〔役員構成〕 本会は、各本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長1名
- (2) 副本部長
- (3) 会計担当
- (4) 副本部長及び会計担当については各本部の本部長が必要に応じて増員を図る。また前条に掲げるもののほか、委員長が特に必要があると認めるもの。

第7条 〔委員長〕 新宿祭実行本部の本部長は、委員長として本会を代表する。

- (1) 各本部で行われる会務の総理は、その本部長が担う。
- (2) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- (3) 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けた時、委員長の認めるところにおいて、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

第8条 〔選出方法〕 本会は、第6条に基づく役員を各本部の構成員より互選し、必要に応じて本会で決定する。

第9条 〔辞任〕 役員の前任は、本会の構成員三分の二以上の賛成が得られた場合辞任することが出来る。

第10条 〔辞任後の役員選出方法〕 辞任などにより役員の前任が生じた場合、本会の構成員より立候補及び推薦立候補したものを対象に本会が会議又は多数決により決定する。

第11条 〔任期〕 役員の前任は一年とし、原則として十二月一日より始まり、次年度十一月三十日までとする。

### 第3章 事業

第12条 〔行事〕 新宿祭実行本部は、新宿祭を開催する。八王子祭実行本部は、プレ八王子祭と八王子祭を開催する。

第13条 〔その他行事〕 社会情勢の変化や震災により、本会の判断により新規行事の開催及び第12条に基づく行事の縮小または中止を行う。

### 第4章 会議

第14条 〔全体会議〕 原則として会議は本会の構成員で行われる。会議は各本部で次に掲げる事項について審議し決定する。

- (1) 行事の準備、運営及び実施等の基本となる計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 会則に関する事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、本会に係る重要な事項

第15条 〔招集〕 本会全員で行う会議は委員長が認めた場合招集する。全体会議に関しては本部長が認めた場合招集する。ただし、前者では本会構成員、後者では各本部構成員の三分の一以上の要請があった場合、委員長または本部長はこれを招集しなければならない。

第16条 〔成立条件〕 本会の三分の二以上の出席をもって会議は成立する。また全体会議では各本部構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。会議に出席できない委員は、委員長または代理人に決議を委任することが出来る。この場合において、その委員は出席したものとみなす。

第17条 〔決議方法〕 会議の議決は、出席議決権数の三分の二以上をもって決議され、可否同数の場合はその会務の総理を行った委員長または本部長が決する。

### 第5章 委員長の専決処分

第18条 〔専決処分〕 委員長は会議を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときは、会議の事項を専決処分することが出来る。この場合委員長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し承認を得なければならない。

### 第6章 予算

第19条 〔出所〕 本会の予算は**工学院大学学生自治会**予算をもってこれにあたる。

第20条 〔使用方法〕 本会の使用方法は、会計監査委員会が行う会計会議に準ずるものとする。また本会ではこれに加え、第22条より、本部間での予算のやり取りは一切認められないものとする。

第21条 〔予算案審議・配分〕 次年度予算案作成の際、見積もり予算及び前年度活動状態、次年度活動計画を基として、配分を審議し、本会で決定する。なお、これの作成及び運営は第22条に基づく。

第22条 〔本部予算運営〕 本会は二本部制であるため、予算は各本部で運営する。予算案、前年度活動状態及び次年度活動計画は各本部で作成し、合わせて本会の予算として申請する。

### 第6章 附則

第23条 〔解釈〕 本会則について異論が出た際は、第4章に基づく会議にて決定する。

第24条 〔改正方法〕 第23条での異論が出た際は、第17条に基づき決定する。

第25条 〔その他〕 学園祭に参加する団体は、参加団体規約に示す。

第26条 〔施行〕 **本会則は2019年6月7日より施行される。**